

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月15日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～88 略					1～88 略				
89 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）	第6条第1項第3号～第7条第1号エ		略		89 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）	第6条第1項第3号～第7条第1号エ		略	
	第11条第1項	行政文書の全部又は一部の公開の決定（ <u>軽易なものを除く。</u> ）及び公開の実施に関する定め	略			第11条第1項	行政文書の全部又は一部の公開の決定及び公開の実施に関する定め	○	
		行政文書の全部又は一部の公開の決定（ <u>軽易なものに限る。</u> ）		○					
		行政文書の全部又は一部の公開決定の通知	略				行政文書の全部又は一部の公開決定の通知	略	
	第11条第2項	行政文書の非公開の決定（ <u>軽易なものを除く。</u> ）	略			第11条第2項	行政文書の非公開の決定	○	
		行政文書の非公開の決定（ <u>軽易なものに限る。</u> ）		○					
		行政文書の非公開の決定の通知	略				行政文書の非公開の決定の通知	略	
第12条第2項～第29条第2項 略					第12条第2項～第29条第2項 略				
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略				

90 略

91 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第4条第2項～第16条第10号 略		
	第20条第1項	保有個人情報の全部又は一部の開示の決定（ <u>軽易なものを除く。</u> ）及び開示の実施に関する定め	略
		保有個人情報の全部又は一部の開示の決定（ <u>軽易なものに限る。</u> ）	○
		保有個人情報の全部又は一部の開示の決定の通知	略
	第20条第2項	保有個人情報の不開示の決定（ <u>軽易なものを除く。</u> ）	略
		保有個人情報の不開示の決定（ <u>軽易なものに限る。</u> ）	○
		保有個人情報の不開示の決定の通知	略
第21条第2項～第57条第4項 略			

(1) 略

92～102 略

備考
略

90 略

91 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第4条第2項～第16条第10号 略		
	第20条第1項	保有個人情報の全部又は一部の開示の決定及び開示の実施に関する定め	○
		保有個人情報の全部又は一部の開示の決定の通知	略
	第20条第2項	保有個人情報の不開示の決定	○
		保有個人情報の不開示の決定の通知	略
		第21条第2項～第57条第4項 略	

(1) 略

92～102 略

備考
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。